

令和7年

第7回本巢市教育委員会会議録

(令和7年6月27日)

本 巢 市 教 育 委 員 会

第 7 回 本 巢 市 教 育 委 員 会 会 議 録

会議の場所 本巢市役所 本庁舎 3階 大会議室
会 議 令和7年6月27日 金 曜日 午後2時00分
出席者 教 育 長 川治 秀輝
教育委員 小澤 明年
教育委員 黒田 隆吉
教育委員 松浦 尚美
教育委員 藤木 節子

本委員会に職員として出席した者の職氏名

教育委員会事務局	高木 孝人	教育委員会事務局長 兼教育総務課長
	薄田 茂樹	参事兼学校教育課長
	野原 徹二	参事兼社会教育課長
	脇田 純一	幼児教育課長
	新井 恒雄	学校教育課主幹
	登尾 裕美	幼児教育課主幹
	小林 恵美	教育総務課総括課長補佐
	吉田 征司	学校教育課課長補佐
	中野 徳和	社会教育課課長補佐
	廣瀬 義隆	社会教育課課長補佐

議 題

議第28号	議会提出議案に係る意見聴取について（本巢市民俗資料館 条例の一部を改正する条例について）
議第29号	本巢市保育の必要性の認定に関する条例施行規則の一部を 改正する規則について
議第30号	本巢市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する 規則について
議第31号	本巢市幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について
議第32号	本巢市民文化ホール運営協議会委員の委嘱について

議第 33 号 しんせい ほんの森運営協議会委員の委嘱について

議第 34 号 令和 7 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

その他

- (1) 本巣市版幼小架け橋プログラムについて
- (2) 令和 7 年度第 1 回本巣市総合教育会議について
- (3) 本巣市計画審議会委員の推薦について
- (4) 令和 7 年度岐阜県市町村教育委員会連合会研究総会開催について
- (5) もとまる食堂について
- (6) 次回教育委員会開催期日について

開会 午後２時００分

川治教育長 : 開会を宣告した。
川治教育長 : あいさつ、報告をした。
①市内学校のプール授業
②少年の主張大会
③不登校支援「もとまる食堂」
④ホープ防災リーダーズによる「七夕防災フェア」
⑤高学年キッズ防災リーダーの育成
⑥Motosu-Free10 への取組

川治教育長 : 各課からの報告を求めた。
薄田課長 : 資料に基づき説明した。
脇田課長 : 資料に基づき説明した。
野原課長 : 資料に基づき説明した。
川治教育長 : 学のまちづくり講演会について、秋山仁氏の紹介で登壇される
鬼武みゆき氏が数学科卒であるが、講演内容と合っていない可
能性があるため、参加者へ事前説明が必要ではと指摘。
子どもの学びサポーターのつどいは毎年行っているのか。
野原課長 : 毎年開催し、情報交換を含む交友会を行っている。
川治教育長 : 紹介者は誰か。
廣瀬課長補佐 : 岐阜大学後藤先生からの紹介です。

川治教育長 : 議第２８号「議会提出議案に係る意見聴取について（本巣市民
俗資料館 条例の一部を改正する条例について）」を議題とし、
事務局に説明を求めた。
中野課長補佐 : 真正民俗資料館は老朽化等により収蔵品を他施設に移転済み。統
廃合の一環として廃止を提案。資料に基づき説明した。
川治教育長 : 糸貫民俗資料館の今後について議会で質問が出るのではないかと。
市全体で一つの資料館にする方針を示しては。
高木事務局長 : 糸貫についても統廃合対象。真正民俗資料館は収蔵品もなく、跡
地売却予定もあり先に廃止が妥当。議会にもそのように説明予定
です。
小澤委員 : 今回の案件は単体で承認すべきだが、全体方針も考慮が必要では
ないか。
高木事務局長 : 統廃合の計画で、糸貫民俗資料館も統廃合することになる。
川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第 29 号「本巣市保育の必要性の認定に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

脇田課長 : 入園手続きで必要な複数の申請書類を 1 枚に統一。保護者の負担軽減と事務の効率化を図るための旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 保護者の書類を書く負担を減らすということか。

脇田課長 : 令和 8 年度入園申込に合わせ、7 月 1 日から改正実施。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第 30 号「本巣市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

脇田課長 : 入園手続きで必要な複数の申請書類を 1 枚に統一。保護者の負担軽減と事務の効率化を図るための旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第 31 号「本巣市幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

脇田課長 : 入園手続きで必要な複数の申請書類を 1 枚に統一。保護者の負担軽減と事務の効率化を図るための旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第 32 号「本巣市民文化ホール運営協議会委員の委嘱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

中野課長補佐 : 本巣市民文化ホール条例第 14 条の規定に基づき委嘱することに

ついて、承認を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長：質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長：異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長：議第33号「しんせい ほんの森運営協議会委員の委嘱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

廣瀬課長補佐：本巣市図書館条例第9条の規定により委嘱することについて、承認を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長：名簿に選出区分（条例第9条第2項1・2）を明記すべき。役職欄から判断可能。具体的な区分を明示。

黒田委員：各公民館の図書館との関係性は。運営協議会が関与するのか。

野原課長：実績報告をもとに協議する。司書同士で情報交換も実施中

黒田委員：委員が図書館を実際に利用して意見を述べているか懸念。

川治教育長：利用者としての視点を求めるよう協議会で伝えるべきである

川治教育長：質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長：異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長：議第34号「令和7年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

吉田課長補佐：本巣市就学援助費支給要綱第3条及び第4条の規定により、要保護及び準要保護児童生徒の認定について教育委員会の認定を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

《No. 12、16、21、30、32、36、39、41、42、55、73、77、80、82の審議》
→ 認定と決定

《No. 35の審議》

吉田課長補佐：職業不安定で申請だが、収入は年々増加。同一勤務先で安定しており該当しない。

黒田委員：操作的な申請の可能性は。

吉田課長補佐：できない。

教育長・他委員：学校からの意見は。

吉田課長補佐：「特になし」。

→ 多数決により却下と決定

《No. 61の審議》

吉田課長補佐：職業不安定で申請された。算定値0.98と低いが、職業は安定（社

会福祉法人勤務)。

→ 却下と決定

小林総括補佐：日程5「その他」について事務局に説明を求めた。

新井主幹：(1) 本巢市版幼小架け橋プログラムについて

登尾主幹 令和7年度に向けた市独自プログラムの説明を資料に基づき説明した。

小林総括補佐：(2) 令和7年度第1回本巢市総合教育会議について

7月15日(火) 午前10時00分より 本庁舎 3階
大会議室

小林総括補佐：(3) 本巢市計画審議会委員の推薦について

第3次総合計画策定に向け、黒田委員を推薦

小林総括補佐：(4) 令和7年度岐阜県市町村教育委員会連合会研究総会開催について

11月7日(金) 開会10時00分 閉会15:30
郡上市総合文化センター

小林総括補佐：(5) もとまる食堂について

小林総括補佐：(6) 次回教育委員会開催期日について諮り、7月25日(金)

午前10時00分より富有柿センター2階研修室に決定した。

小林総括補佐：以上で提案された案件は終了した旨を告げ、委員会を閉会とした。

閉会 午後4時05分